

住宅改修費の支給

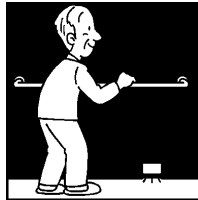
- 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を必要とする方には、負担割合に応じ、改修工事費用の7割～9割が支給されます。（支給限度基準額は同一住宅で20万円までで支給額の限度は14～18万円）
- なお、被保険者証に記載されている住所地での住宅改修のみが支給対象です。

1 対象となる工事

対象となる住宅改修の工事は次のとおりです。

① 手すりの取り付け

廊下・トイレ・浴室・玄関などに転倒防止や、移動補助のための手すりの取り付け



② 床段差の解消

居室・廊下・トイレ・浴室・玄関などの各部屋の段差を解消するための改修（スロープの設置、床のかさ上げ、敷居の撤去等）



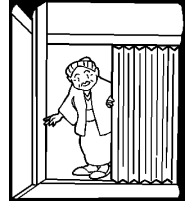
③ 床材の変更

滑り防止や、移動を円滑にするための床材の変更（居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等へ変更、浴室の床材を滑りにくいものへ変更等）



④ 扉の取り替え

開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンなどへの取り替え（ドアノブの変更や戸車の交換、扉の向きの変更を含む）



⑤ 便器の取り替え

和式便器を洋式便器に交換（本の利用が困難な場合に限り、洋式便器から洋式便器への交換も可）
※水洗化工事は対象外

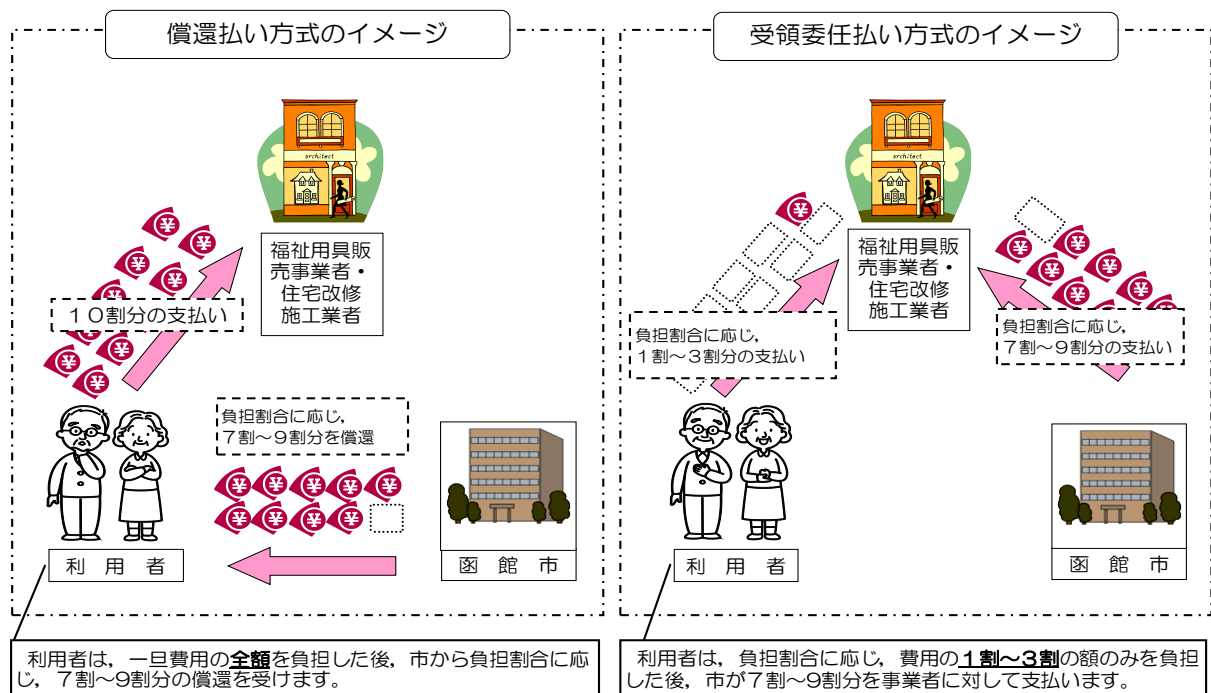


※ 対象となる工事には、これらに付帯するものも含まれる場合があります。

※ 新築や増築工事、または改修理由が老朽化や破損等の場合は支給対象外です。

2 支給方法

利用者は、支給方法を「償還払い方式」、「受領委任払い方式」のいずれかから選ぶことができます。



※ 受領委任払い方式は、市の「住宅改修費受領委任払事業者名簿」に事前登録された施工者のみ利用できます。同名簿は介護保険課のホームページのほか、窓口でも閲覧できます。（ケアマネジャーにもお問合せください。）

【参考】介護保険課ホームページ <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014012300315/>

住宅改修費の支給を希望する方は、次の手順で手続きをしてください。

① 要介護認定を受けます。

要支援1, 2または要介護1から5の判定を受けます。
(これらの判定を受けられなかった場合は、介護保険制度による住宅改修の支給制度を利用することができません。)

② 相談をします。

利用者が住宅改修を希望する旨をケアマネジャーと住宅改修施工者に相談します。(ケアマネジャーがいない場合は、お住まいの地域包括支援センターにご相談ください。)

受領委任払い方式をご利用になる場合は、「住宅改修費受領委任払事業者名簿」から施工者をお選びください。
(介護保険課のホームページのほか、窓口でも閲覧できます。)

※ ③ 工事前の申請をします。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書または、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書(受領委任払用)を一般財団法人函館市住宅都市施設公社(※)に提出します。

【添付書類】

- 住宅改修の工事見積書
- 工事箇所の写真(撮影日がわかるもの)
- 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成)
- 介護保険被保険者証(または介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)の写し)
- 介護保険負担割合証の写し
- 住宅改修承諾書(借家等の場合)
- その他必要と認められた書類(平面図等)

※ 提出先

【一般財団法人 函館市住宅都市施設公社 業務課】
〒041-0843 函館市花園町24番2号
電話 0138-30-3124 FAX 0138-30-3127

④ 承認通知書を受け取り、住宅改修の着工をします。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承認通知書が届いたら、ケアマネジャーや住宅改修施工者に連絡し、工事を始めます。承認通知書は通常、申請日から2週間程度で送付されます。

⑤ 住宅改修工事の完成後、費用の支払いをします。

工事前の申請と異なる(軽微な変更を除く)内容の工事を行った場合は、全額自己負担となることがあります。

償還払い方式の場合	利用者は住宅改修工事の完成後、住宅改修費用の全額を住宅改修施工者に支払います。
受領委任払い方式の場合	利用者は住宅改修工事の完成後、負担割合に応じ、介護保険住宅改修費の対象となる費用額の1割~3割の額を住宅改修施工者に支払います。

※ ⑥ 工事後の支給申請をします。

【添付書類】

- 領収書
- 住宅改修の工事内訳書
- 工事完成後の写真(撮影日がわかるもの)
- その他必要と認められた書類

償還払い方式の場合	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書を添付書類とともに一般財団法人函館市住宅都市施設公社(※)に提出します。
受領委任払い方式の場合	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書(受領委任払用)を添付書類とともに一般財団法人函館市住宅都市施設公社(※)に提出します。

⑦ 住宅改修費の支給を受けます。

【支給時期】

- 通常、工事後の支給申請のあった月の翌月末払いとなります。

償還払い方式の場合	利用者は負担割合に応じ、市から介護保険住宅改修費の対象となる費用額の7割~9割の額の支給を受けます。
受領委任払い方式の場合	住宅改修施工者は負担割合に応じ、市から介護保険住宅改修費の対象となる費用額の7割~9割の額の支給を受けます。

ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

函館市保健福祉部介護保険課介護サービス担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話0138-21-3036 FAX0138-26-5936